

下妻市国民健康保険条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正
<p data-bbox="297 486 389 515">付 則</p> <p data-bbox="241 539 1093 616">(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給)</p> <p data-bbox="215 639 1093 858">5 下妻市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年下妻市条例第18号)付則に規定する規則で定める日は、<u>令和3年6月30日</u>とする。ただし、入院の継続等により労務に服することができないと市が認める場合には、傷病手当金の支給を始めた日から起算して1年6月を超えない範囲の期間で、支給を延長することができる。</p>	<p data-bbox="1229 486 1321 515">付 則</p> <p data-bbox="1173 539 2024 616">(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給)</p> <p data-bbox="1146 639 2024 858">5 下妻市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年下妻市条例第18号)付則に規定する規則で定める日は、<u>令和3年9月30日</u>とする。ただし、入院の継続等により労務に服することができないと市が認める場合には、傷病手当金の支給を始めた日から起算して1年6月を超えない範囲の期間で、支給を延長することができる。</p>